

## 定期健康診断を実施していますか？

事業場における定期健康診断の有所見率は、全国的に年々増加傾向にあります。全国の有所見率は平成20年には51.3%と半数を超え、平成23年には52.7%まで上昇しました。

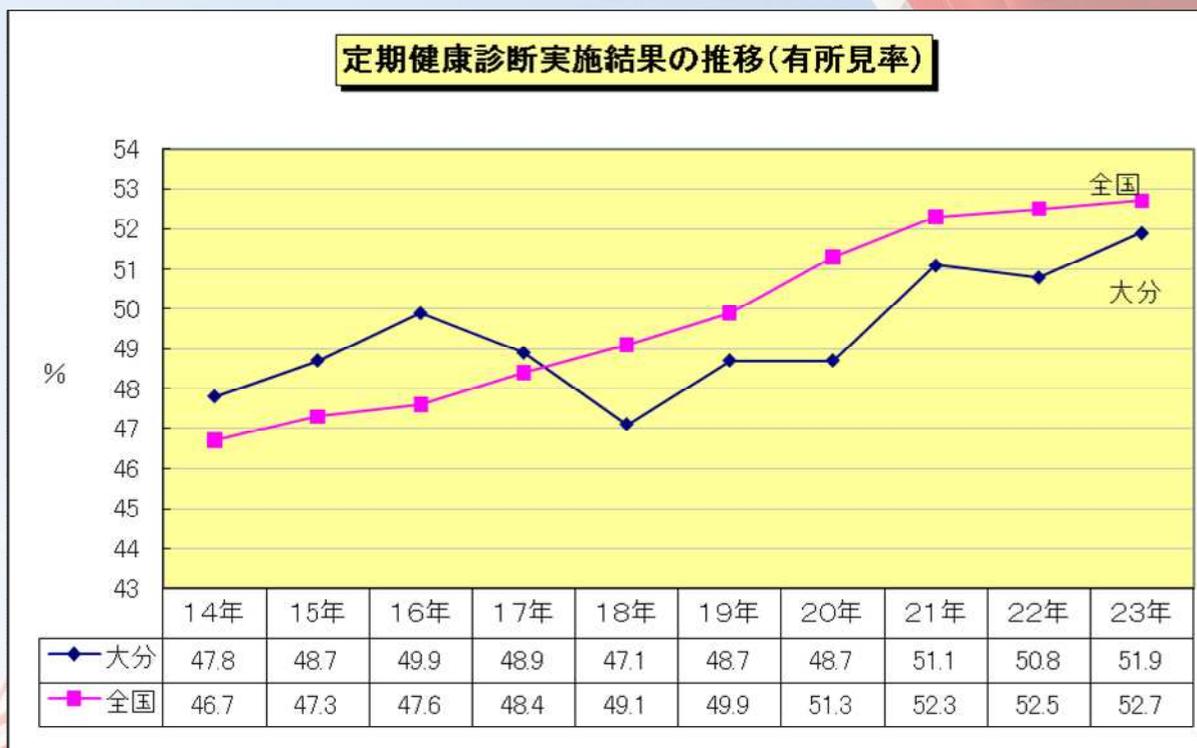
大分県では、平成17年、18年と減少に及んだものの、平成19年から再び増加し、平成23年は51.9%となっています。

このようなことから大分労働局では、平成22年度から平成24年度までの3か年を「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組計画」を策定し、取組みを進めています。

その取組の一環として、平成24年11月に労働者が10人以上の建設業、道路旅客業及び労働者が300人以上の事業場(全953事業場)に対して、「定期健康診断有所見率改善についての自主点検票」を送付し、その回答(277社)の結果を取りまとめました。その内容については、4ページ目から掲載しています。

定期健康診断の有所見率は労働者50人以上の事業場から提出された「定期健康診断結果報告書」に基づくものである。

### 参考 大分県における健康診断有所見者数の推移



大分労働局

## 定期健康診断の実施項目

労働安全衛生法第 44 条では 1 年以内ごとに 1 回定期的に健康診断を行うことが義務付けられています。(労働者を 1 人でも雇用している事業場が対象です。)健康診断の項目は次のとおりです。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及びかくたん検査 (かくたん検査は雇入時健康診断には不要)
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査 (血色素量、赤血球数)
- 7 肝機能検査 (GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
- 8 血中脂質検査 (総コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライド)
- 9 血糖検査 (ヘモグロビン A1C による検査でも差支えない)
- 10 尿検査 (尿中の糖および蛋白の有無の検査)
- 11 心電図検査

## 健康診断項目の省略

次の検査項目について、**医師が必要でないと認めるとき**は省略することができます。

### 身長検査

20 歳以上の者

### 腹囲検査

- 一 40 歳未満の者(35 歳の者を除く。)
- 二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
- 三 BMI(体重(kg)÷身長(m)<sup>2</sup>の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が 20 未満である者
- 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMI が 22 未満である者に限る。)

### 胸部エックス線検査

- 40 歳未満の者(20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しない者
- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる者  
学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設(生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営む事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業。老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを営む事業。・障害者自立支援法に規定する障害者支援施設を営む事業。・障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を営む事業。・障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を営む事業。・売春防止法に規定する婦人保護施設を営む事業)において業務に従事する者
  - 二 じん肺法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる者  
常時粉じん作業に従事する労働者(次号に掲げる者(常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの)を除く。)常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理二である労働者。

### かくたん検査

- 一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者
- 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
- 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者

### 貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査

40 歳未満の者(35 歳の者を除く。)

### 尿検査のうち尿中の糖の検査

血糖検査を行った者

### 聴力検査

原則として行う 1000 ヘルツ、4000 ヘルツの純音を用いるオーディオメーターによる聴力の検査に換えて、45 歳未満の者(35 歳、40 歳の者を除く。)については、医師が適当と認める聴力検査方法によることができる

## 雇入時健康診断の実施項目

検査項目は、かくたん検査を除き、定期健康診断と同じ検査項目  
雇入時健康診断の検査項目に、省略の基準はありません。

定期健康診断実施後は、

- 1 医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施すること。(労働安全衛生法第 66 条の 5)
- 2 健康診断の結果を労働者へ通知すること。(労働安全衛生法第 66 条の 6)
- 3 有所見者に対して、医師等による食生活等の保健指導を行い、労働者自身も保健指導を利用してその保持に努めること。(労働安全衛生法第 66 条の 7)
- 4 有所見者を含む労働者に対して、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、労働者自身も健康教育等を利用してその健康増進に努めること。(労働安全衛生法第 69 条、第 70 条)

と労働安全衛生法により、実施すべき事項が決まっています。実施されない場合は、罰則( )により処罰されることもあります。

労働者を 1 人でも雇用されている事業場は、健康診断の実施及びその事後措置等についても法律によって義務づけられていますので、十分注意して下さい。

なお、労働者が 50 人未満の小規模事業場には、衛生管理者や産業医の選任及び定期健康診断の結果報告の義務づけがなく、「有所見者」や「医師の指示」等について医師による意見の聴取、保健指導、メンタルヘルス等に関する相談など、職域における労働者に対する産業保健の対応が十分にできていないのが現状です。

今回のアンケートの結果を見ても、労働者が 10 人～49 人の事業場のうち、約 52% が健康相談等の実施がなされていないと回答しています。(アンケート項目 9)

今後は、特に労働者 50 人未満の事業場において、健康診断の事後措置等に関する対策を講じる必要があります。

労働者 50 人未満の事業場においては、健康診断事後措置等における相談等を大分県地域産業保健センターで無料で行っています。

## 問合せ先

大分県地域産業保健センター（開設時間：9:00～16:00）

〒870-8563 大分市大字駄原 2892-1 大分県医師会館内

TEL・FAX 097-532-9211 E-mail : chisanpo@way.ocn.ne.jp

定期健康診断有所見率改善についての自主点検票(953社中回答277社)

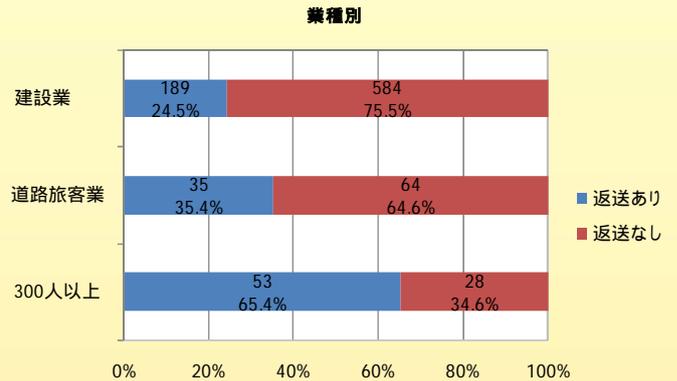
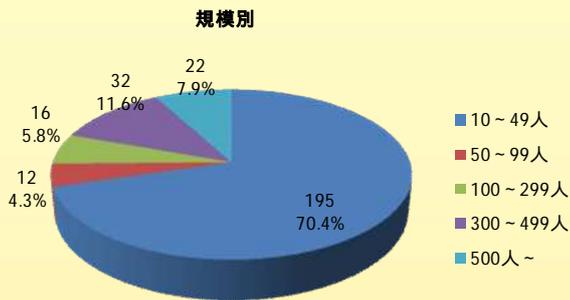
	項目	取組内容	回答数	割合
0	定期健康診断を実施しているか	はい	217	78.3%
		いいえ	0	0.0%
		無回答	60	21.7%
	規模別取組状況	10～49人	195	70.4%
		50～99人	12	4.3%
		100～299人	16	5.8%
		300～499人	32	11.6%
		500人～	22	7.9%
	業種別取組状況	建設業	189	24.5%
		道路旅客業	35	35.4%
		300人以上	53	65.4%
1	医師からの意見聴取を行っているか	はい	191	69.0%
		いいえ	61	22.0%
		無回答	25	9.0%
2	医師からの意見に基づき、事後措置を行っているか	はい	154	55.6%
		いいえ	79	28.5%
		無回答	44	15.9%
3	定期健康診断の結果を労働者に通知しているか	はい	254	91.7%
		いいえ	4	1.4%
		無回答	19	6.9%
4	結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を行っているか	はい	218	78.7%
		いいえ	39	14.1%
		無回答	20	7.2%
5	保健指導は、食生活等の指導等に関する情報提供を実施しているか	はい	192	69.3%
		いいえ	61	22.0%
		無回答	24	8.7%
6	労働者は、健康の保持増進のための取組を実施しているか	はい	155	56.0%
		いいえ	11	4.0%
		把握していない	89	32.1%
		無回答	22	7.9%
7	保健指導等において、労働者自身が取り組むべき事項を着実に実施するよう指導しているか	はい	148	53.4%
		いいえ	108	39.0%
		無回答	21	7.6%
8	労働者に対して、健康教育を実施しているか	はい	133	48.0%
		いいえ	125	45.1%
		無回答	19	6.9%
9	労働者に対して、健康相談等を実施しているか	はい	144	52.0%
		いいえ	113	40.8%
		無回答	20	7.2%
10	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めているか	はい	102	36.8%
		いいえ	18	6.5%
		把握していない	135	48.7%
		無回答	22	7.9%
11	健康教育は、有所見者のみならず毎年、検査値が悪化するなどの有所見者となることが危惧される労働者に対しても行っているか	はい	141	50.9%
		いいえ	109	39.4%
		無回答	27	9.7%
12	健康教育の対象は、有所見者のみならず個々の労働者に応じて具体的な内容を示しているか	はい	122	44.0%
		いいえ	131	47.3%
		無回答	24	8.7%
13	6及び9の労働者の取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っているか	はい	126	45.5%
		いいえ	130	46.9%
		無回答	21	7.6%
14	事業場が健康づくりのための取組べき事項について、計画を作成しているか	はい	74	26.7%
		いいえ	184	66.4%
		無回答	19	6.9%
15	毎月、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っているか	はい	70	25.3%
		いいえ	185	66.8%
		無回答	22	7.9%
16	全国労働衛生週間及び準備期間において、労働者への啓発等取組等の点検等を実施しているか	はい	123	44.4%
		いいえ	133	48.0%
		無回答	21	7.6%
17	個々の労働者を対象に、健康診断の結果を基に、評価を行っているか	はい	81	29.2%
		いいえ	175	63.2%
		無回答	21	7.6%
18	事業場全体の取組状況を評価し、今後の計画に反映させる予定か	はい	163	58.8%
		いいえ	87	31.4%
		無回答	27	9.7%
合計		953	277	29.1%

# アンケート回収率

【発送数】 建設業 773通、道路旅客業 99通、300人以上の事業場 81通

回収率については、全体で29.1%と低迷であった。

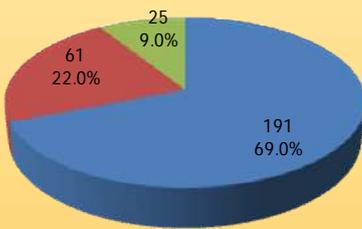
労働者を10人以上雇用している建設業では24.5%と特に低迷であった。



## 各設問の回答状況グラフ

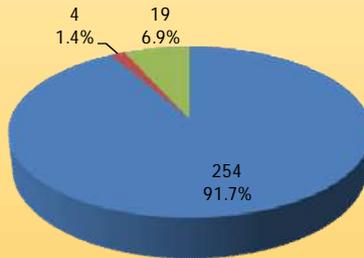


1. 医師からの意見聴取を行っているか



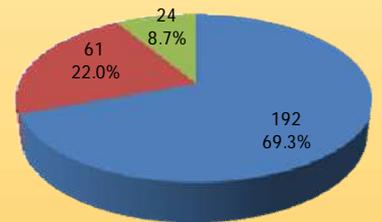
全体の約7割が行っているが、約2割が行っていないと回答している。

3. 定期健康診断の結果を労働者に通知しているか



9割以上の事業場が労働者に通知していると回答している。

5. 保健指導は、食生活等の指導等に関する情報提供を実施しているか



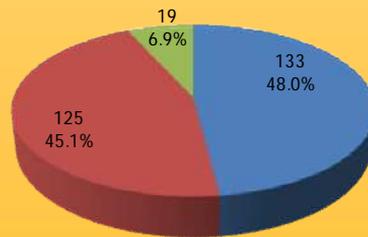
約7割が情報提供をしていると回答している。

7. 保健指導等において、労働者自身が取り組むべき事項を着実に実施するよう指導しているか



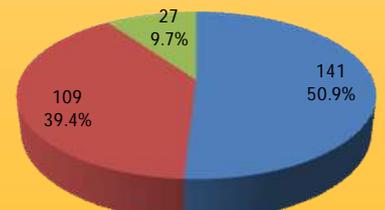
約5割が指導していると回答しているが、していないと回答した事業場も約4割となっている。

8. 労働者に対して、健康教育を実施しているか



実施していると、していないがほぼ同数となっている。

11. 健康教育は、有所見者のみならず毎年、検査値が悪化するなどの有所見者となることが危惧される労働者に対しても行っているか

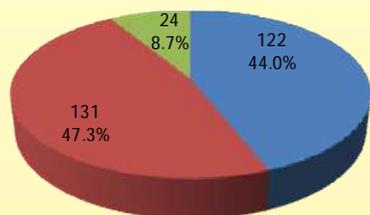


約5割が行っていると回答しているが、行っていないの回答も約4割となっている。



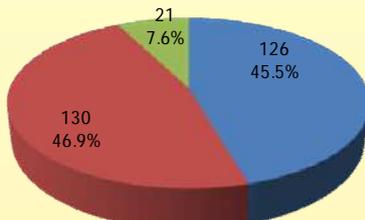


12. 健康教育の対象は、有所見者のみならず個々の労働者に応じて具体的な内容を示しているか



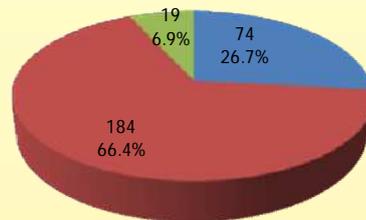
具体的な内容を示している事業場が44%、示していないと回答した事業場が47%と示していないと回答した事業場が上回っている。

13. 6及び9の労働者の取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っているか



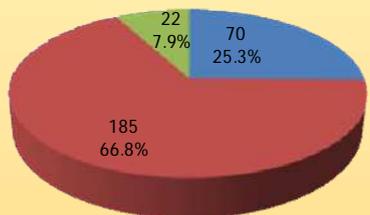
指導を行っていると行っていないがほぼ同数となっている。

14. 事業場が健康づくりのための取組べき事項について計画を作成しているか



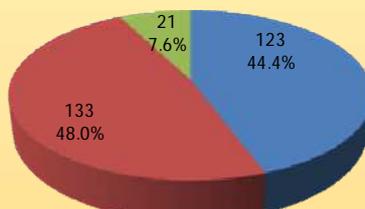
計画を作成しているが約27%、作成していないが約66%と計画を作成していない事業場がかなり多くなっている。

15. 毎月、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っているか



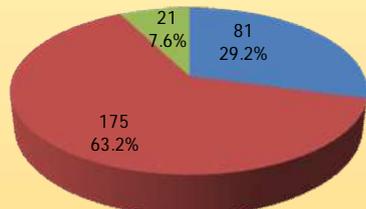
健康相談を行っていないという回答が約67%を占めている。

16. 全国労働衛生週間及び準備期間において、労働者への啓発等取組等の点検等を実施しているか



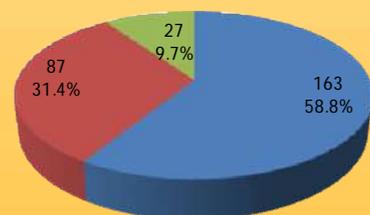
労働者への啓発、取組、点検等を実施しているとの回答は約45%、実施していないも約半数となっている。

17. 個々の労働者を対象に、健康診断の結果を基に評価を行っているか



評価を行っているとの回答は約30%、行っていないとの回答は約63%と倍以上の事業場が行っていないと回答している。

18. 事業場全体の取組状況を評価し、今後の計画に反映させる予定か



取組状況を評価し今後の計画に反映させる予定との回答が約59%、いいえとの回答が約31%となっている。

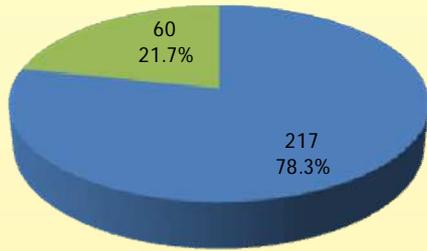


# 0 定期健康診断を実施しているか

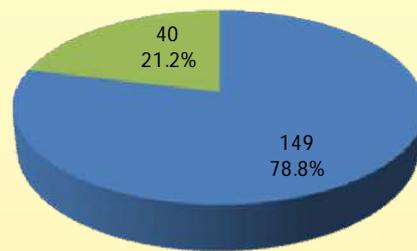
全産業（建設業、道路旅客業、300人以上の事業場）で約78%が実施していると回答している。

■ はい  
■ いいえ  
■ 無回答

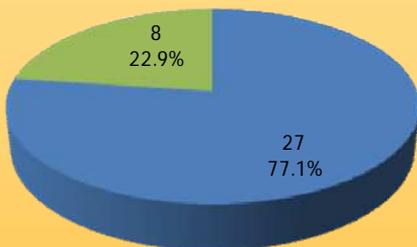
全産業



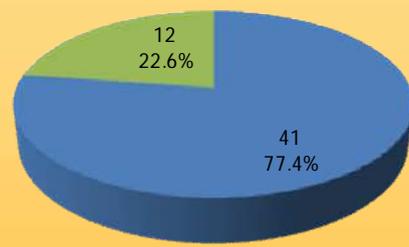
建設業



道路旅客業



300人以上

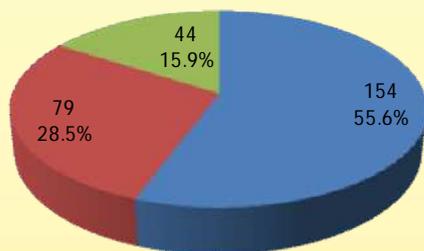


## 2 医師からの意見に基づき、事後措置を行っているか

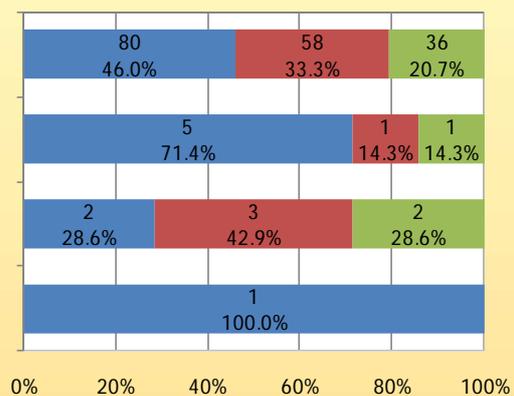
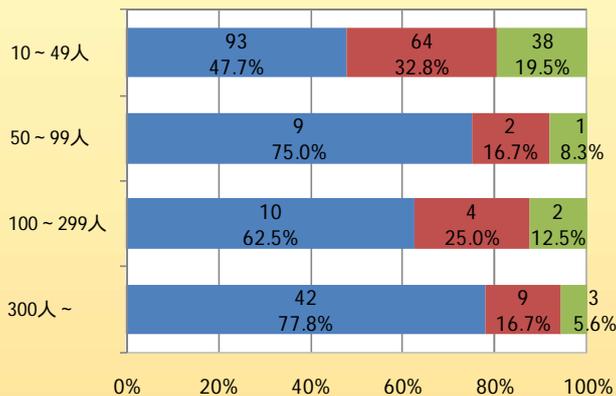
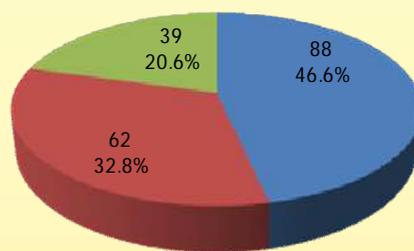
事後措置を行っていると回答した事業場は全産業で約 56%であるが、特に建設業では約 47%と半分以下となっている。



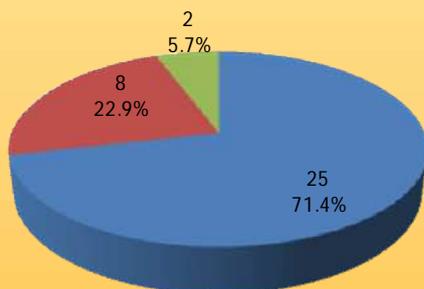
全産業



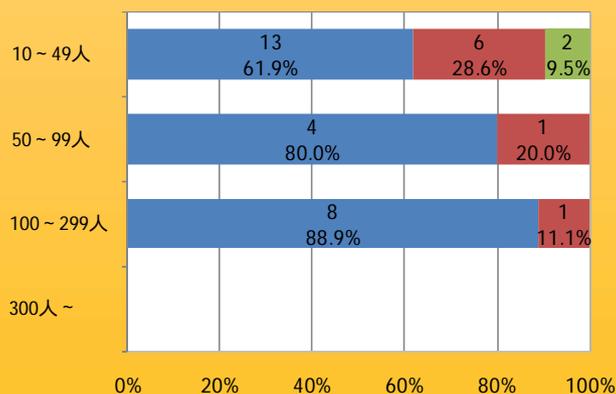
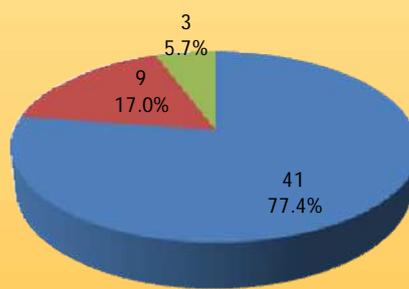
建設業



道路旅客業



300人以上

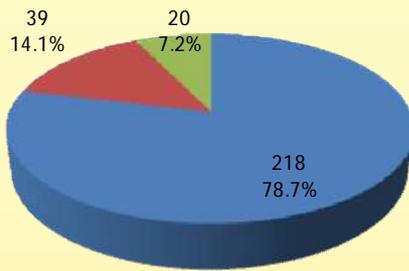


## 4 結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を行っているか

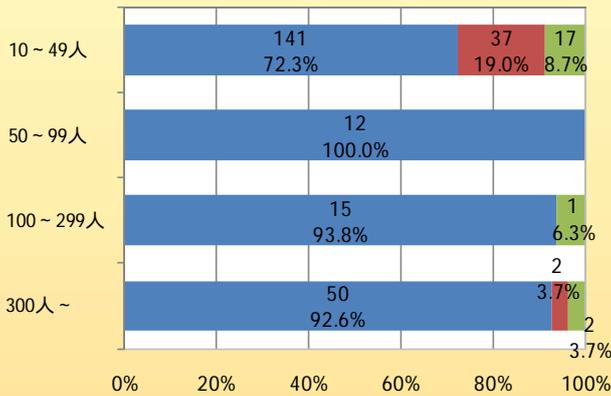
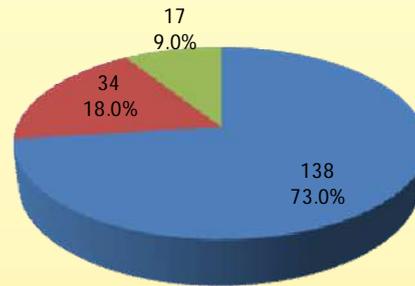
保健指導を行っていると回答した事業場は全体で約79%であったが、建設業、特に10~49人の事業場では、約71%と低迷である。



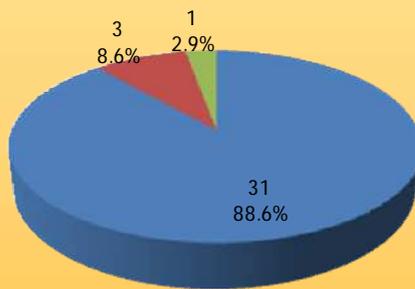
全産業



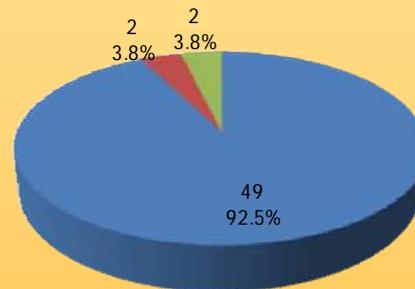
建設業



道路旅客業



300人以上

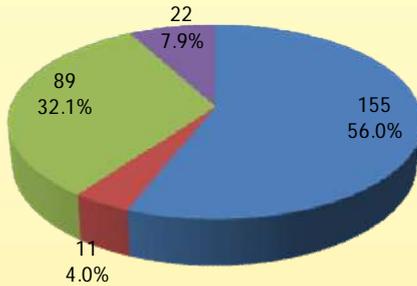


## 6 労働者は、健康の保持増進のための取組を実施しているか

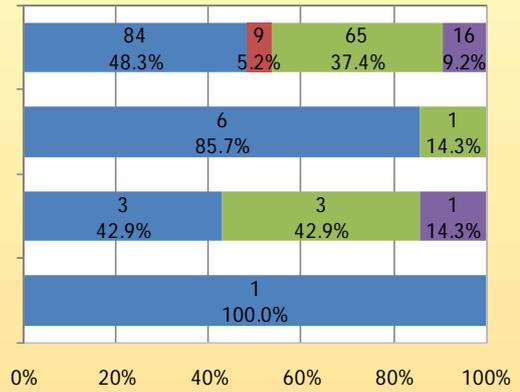
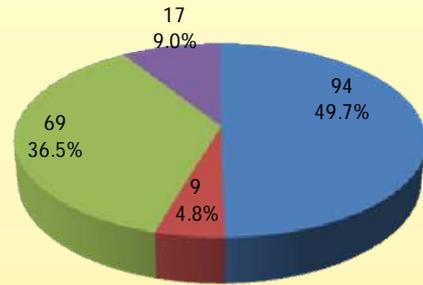
取組を実施している事業場は約 56%であるが、把握していないと回答した事業場も約 32%と高く、特に建設業では約 36%の事業場が把握していない状況である。

- はい
- いいえ
- 把握していない
- 無回答

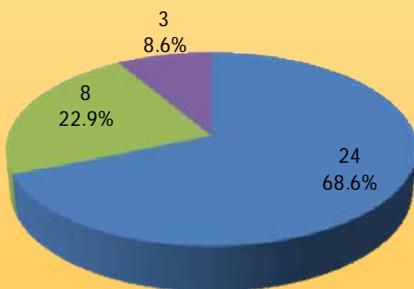
全産業



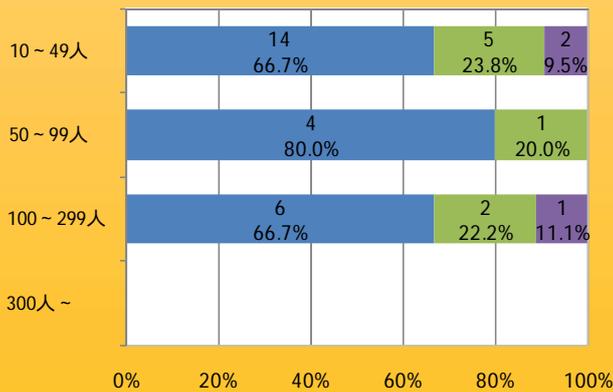
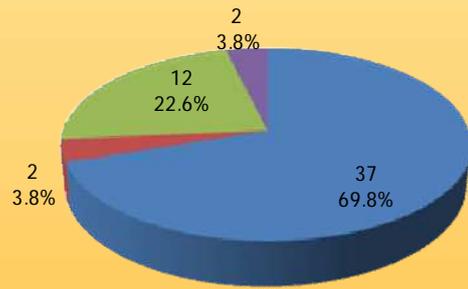
建設業



道路旅客業



300人以上



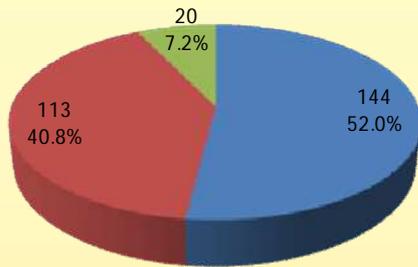
## 9 労働者に対して、健康相談等を実施しているか

健康相談を実施していると回答した事業場は、全体の52%と半数を占めているが、実施していないと回答した事業場も約41%となっている。

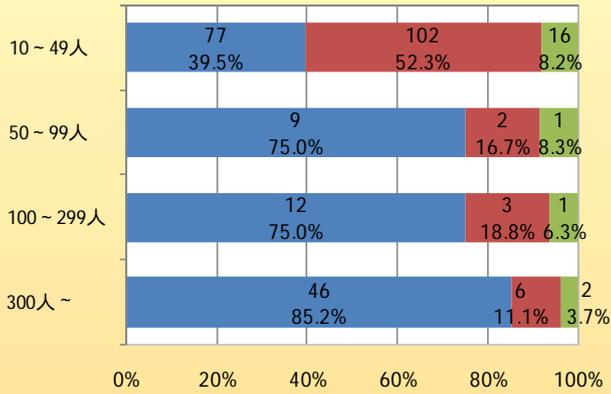
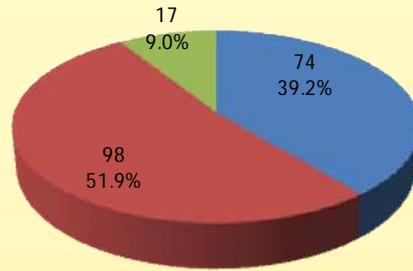
特に労働者が10~49人の事業場においては、約52%が実施していないと回答している。



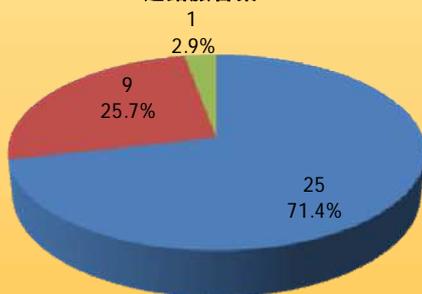
全産業



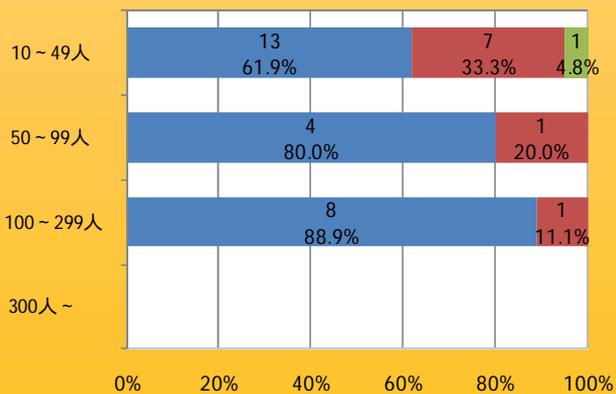
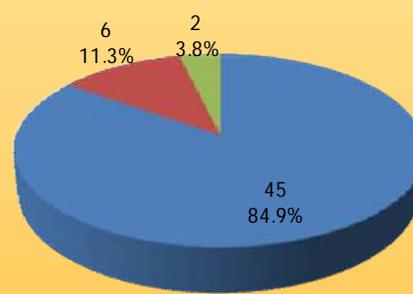
建設業



道路旅客業



300人以上

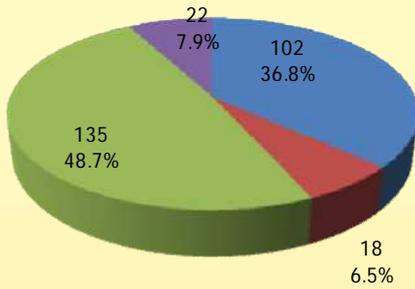


# 10 労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めているか

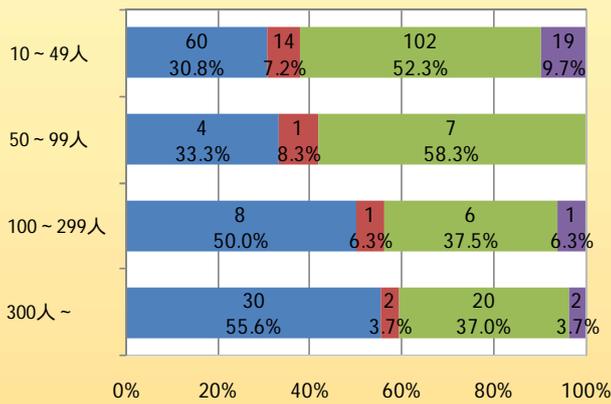
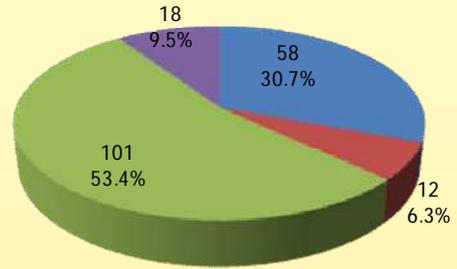
努めていると回答した事業場は約 37%と低く、把握していないと回答した事業場は約 50%と半数を占めている。特に建設業では約 53%と半数を超えている。



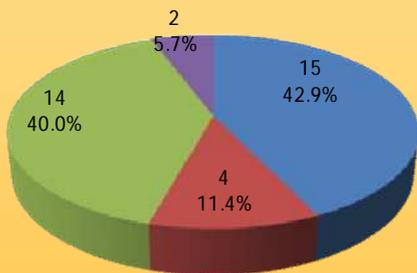
全産業



建設業



道路旅客業



300人以上

